

埼玉県立小児医療センター科学研究費補助金不正使用防止計画

1 目的

埼玉県立小児医療センター（以下「小児医療センター」という。）における文部科学省、独立行政法人日本学術振興会及び厚生労働省の科学研究費補助金の不正使用（以下「不正使用」という。）を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制の構築を図るため、次のとおり埼玉県立小児医療センター科学研究費補助金不正使用防止計画を策定する。

なお、この計画の内容については、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会、厚生労働省及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構からの関係情報、他の研究機関における対応状況等を参考にしながら、絶えず見直しを図っていくものとする。

2 責任体系の明確化

(1) 最高管理責任者

小児医療センターに、小児医療センター全体を統括し、科学研究費補助金の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、病院長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者

小児医療センターに、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理についての小児医療センター全体を統括する実質的な責任を負う者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

研究費補助金の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス責任者を置き、事務局管理部長をもって充てる。

(4) 研究倫理教育責任者

研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、研究倫理教育担当の副病院長をもって充てる。

3 環境整備

(1) 科学研究費補助金の使用ルールの整備、研究費等にQ&A等の作成

小児医療センター内電子掲示板により、研究者、その補助者及び事務職員に対して科学研究費補助金の使用ルートを周知する。

(2) 相談体制の整備

コンプライアンス推進責任者において科学研究費補助金の使用ルールの相談を行うこととする。

(3) 情報提供の実施

(1) 及び(2)に関する情報のほか、4に掲げる科学研究費補助金の適正な管理に関する情報等を全研究者、その補助者及び事務職員へ周知する。

4 科学研究費補助金の適正な管理

(1) 科学研究費補助金の計画的執行を検証できる体制

統括管理責任者は、文書等で各研究者に年度末等の特定な時期に予算執行が偏ることにより十分な確認ができなくならないように、随時執行状況を各研究者に通知し、計画的に早期かつ適切な執行を行うよう周知する。

(2) 物品の検収

科学研究費補助金による物品費の適正な執行を図るため、原則として納品先を事務局とし、事務担当が検収を行うものとする。

(3) 出張の確認

出張事実を効果的かつ効率的に確認するため、研究者から復命書の写し、学会の案内文・プログラム、航空機利用の領収書・搭乗券の半券等を提出させる。

(4) 謝金、賃金に係る業務実態等の確認

研究者が研究補助者を雇用する場合において、雇用事実を効率的かつ効果的に確認するため、研究補助の従事者から出勤簿、勤務整理簿等を賃金等の支払い時に、直接、統括管理責任者に提出させる。

5 関係者の意識の向上

(1) 行動規範の策定

最高管理責任者は、不正使用の防止に係る行動規範を策定し、研究者、その補助者及び事務職員に周知する。

(2) 研修会等の実施

コンプライアンス推進責任者は、研究者に対して研究費補助金に係る不正行為又は不適切な事務（以下「不正行為等」という。）の防止を図るための研修会を開催する。

また、研究倫理教育責任者は、研究者に対して研究倫理に関する知識を定着・更新させるため研修を開催する。

小児医療センターが指定する e ラーニングプログラムは、研究者に対して初回受講後、3年ごとの再受講を義務づけるものとする

6 不正使用に対する調査及び懲戒

(1) 通報窓口の設置

科学研究費補助金の不正使用に関する通報窓口を総務・人事担当に置く。

(2) 調査等について

研究活動上の不正行為の防止に関する規程を定め、不正使用が疑われる場合の調査、

是正措置等に関する実施体制を整備する。

(3) 処分等について

不正使用が行われた場合、県の懲戒処分の基準に基づき厳格に対応していく。

7 科学研究費補助金の運営・管理に対するモニタリング

研究を行う各部の研究者などと直接ヒアリングを行うなどにより、実際の研究費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに、小児医療センター全体の視点から、実効性のある内部監査及びモニタリングを行う体制を整備する。

附 則

この規程は、平成27年4月22日から施行する。

この規程は、平成27年7月6日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月8日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。